

# 新型コロナウイルス感染症に関する三重県緊急総合対策に基づく 三重県内に本支店を有する金融機関等への要請事項

新型コロナウイルス感染症の影響拡大が続く中、3月13日付で三重県緊急経済対策に基づく要請を行ったところ、金融機関等においては、適時適切な貸付等、中小企業・小規模企業の実情に応じた丁寧な資金繰り支援を実施していただき、厚く感謝申し上げます。

しかしながら、感染拡大は収束することなく、緊急事態宣言が全国に拡大され、三重県では緊急事態措置を講じるなど、中小企業・小規模企業の経営環境は今までに例のない逼迫した状況にある。

この危機的状況を乗り越えるためには、金融機関等のさらなる協力が必要であることから、

- 1 既往債務について、これまでに行った条件変更の有無にかかわらず、元本や金利の支払を一時的に猶予する返済条件の変更や新たな融資制度への借換の相談などについて、引き続き、従来の形式にとらわれることなく、迅速かつ柔軟に対応すること。
- 2 新規融資について、各金融機関の緊急融資制度に加え、日本政策金融公庫の特別貸付制度等や、県の新たな融資制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」及び「創業・再挑戦アシスト借換資金」、さらに、「セーフティネット資金」における著しく業況が悪化している中小企業・小規模企業に対する信用保証料の無料化などの支援策をフル活用して、中小企業・小規模企業のニーズに対して迅速に、かつ、個々の状況に応じて丁寧に対応すること。
- 3 こうした中小企業・小規模企業に対する支援を、真に必要なところに、迅速かつ適切に実施できる体制をより強化し、組織の隅々にまで徹底していただくとともに、中小企業・小規模企業の負担が軽減されるよう十分な配慮をお願いしたい。

県内経済が未曾有の危機に直面する中、事業継続に向けて、まさに“瀬戸際”で踏ん張る中小企業・小規模企業を「オール三重」の力を結集し、万全の体制で強力に支援するため、改めて、きめ細かな対応を全力で取り組まれるようお願いする。

令和2年4月23日

三重県知事

鈴木英敬